

行政監査意見書

地方自治法 199 条第 2 項の規定により、令和 4 年 1 月 6 日に受理した豊丘村職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）に関連した事務処理について、行政監査を実施しましたので、下記のとおりその結果を報告し意見を付します。

令和 4 年 3 月 11 日

豊丘村監査委員 久保田 康敏

豊丘村監査委員 唐 澤 健

豊丘村長 下平 喜隆 様

記

1. 監査の対象

住民監査請求に該当する職員 1 名及び同様に経験年数加算をした職員 1 名の、次の期間における報酬支出関係の書類とその職員の採用関係書類

- ・平成 29 年度分
- ・平成 30 年度分
- ・平成 31 年度分
- ・令和 2 年度分
- ・令和 3 年度分

（ただし、住民監査請求該当職員の、調査対象期間令和 3 年 1 月～12 月は除く）

2. 監査の期日

令和 4 年 3 月 10 日

3. 監査の結果

住民監査請求に基づく調査に関連して今回の行政監査を実施したが、2 名共に対象期間全てにおいて住民監査請求の勧告と同じ事務処理であったことを確認した。

確認した金額は次のとおりである。

内 容	職 種	金 額	職 種	金 額
平成 29 年度差額分	一般職員	100,800 円	保育士	—
平成 30 年度差額分	一般職員	97,200 円	保育士	69,600 円
平成 31 年度差額分	一般職員	92,400 円	保育士	67,200 円
令和 2 年度差額分	一般職員	84,680 円	保育士	83,220 円
令和 3 年度差額分	一般職員	20,700 円	保育士	100,395 円
計	一般職員	395,780 円	保育士	320,415 円
合 計				716,195 円

(今回の金額は住民監査請求にて勧告した 101,595 円は除いた分ですが、差額総額は 817,790 円になります。)

村は、速やかに住民監査請求と同様の対応を図ること。

4. 監査委員の意見

今回の調査において、職員が事務遂行に遵守しなければならない「豊丘村事務処理規則」どおりの事務が実施されていない部分を確認された。

村長は、今回の事件の再発を防ぐためにも、全ての課において、「豊丘村事務処理規則」に基づく事務処理について再確認し、適正なる事務処理の徹底を図ることを希望します。